

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1197号)

平成25年7月4日

横 情 審 答 申 第 1197 号

平 成 25 年 7 月 4 日

横浜市交通事業管理者 二見 良之 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成24年7月2日交電第97号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成23年12月から平成24年2月迄の間に交通局が非開示決定通知した、
その意思決定した文書・資料として、交通局電気課が保有する平成23年度交
電第365号の決裁文書」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市交通事業管理者が「平成23年12月から平成24年2月迄の間に交通局が非開示決定通知した、その意思決定した文書・資料として、交通局電気課が保有する平成23年度交電第365号の決裁文書」を一部開示とした決定のうち、住所を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成23年12月から平成24年2月迄の間に交通局が非開示決定通知した、その意思決定した文書・資料として、交通局電気課が保有する平成23年度交電第365号の決裁文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）が、平成24年4月10日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書のうち、個人の氏名、住所（郵便番号を含む。以下「本件住所」という。）及び電話番号は個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないことから非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を全て取り消し、改めて行政文書ごとの適正な処分をせよ。
- (2) 本件処分の形態は、非開示情報部分が含まれていると判断した行政文書を特定し、それらを集合させて一括して一部開示決定とし、行政文書ごとに公開するとの処分意思を表記したものが一部開示決定通知書である。情報公開は一文書一処分主義で文書名と非開示とする部分の概要が明記されていなければならないが、この記載がなく、意思決定上の重大な瑕疵ある不適法な通知書で無効な処分であり、取消しは

免れない。

- (3) 補助機関が決定期間延長手続をする行為は違法行為である。当該権限は実施機関の専権事項である。開示に係る閲覧の日時、場所及び実施方法について、実施機関が閲覧に応じると業務に支障をきたすから補助機関が文書の閲覧を行うというのは、閲覧請求権を侵害する違法行為である。実施機関が提出した一部開示理由説明書は、お題目の理由説明であり、単なる恣意的な理由説明書である。
- (4) 開示請求は全ての実施機関に対する請求対象期間内の非開示決定通知書作成上の文書及び意思決定に係る資料である。本件処分の決定通知書には多岐にわたる条例等違反がある。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は、交通局技術管理部電気課が平成24年2月に条例に基づき行った非開示決定に係る処分の起案文書であり、起案表紙、起案本文、決定通知書（案）及び開示請求書で構成されている。

イ 申立人は本件処分における非開示部分について具体的な主張は行っていないものの、本件処分の取消しを求めていることから、当審査会は実施機関が行った本件処分における非開示部分について以下検討する。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は本件申立文書のうち、個人の氏名、本件住所及び電話番号については、個人に関する情報であって特定の個人が識別できる情報であると主張している。

ウ 個人の氏名及び電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから本号本文前段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 開示請求書に記載された本件住所について、実施機関は個人の住所として非開示としているが、当審査会が見分したところ、特定法人及び同部門の名称を含む情報であることが認められた。当該情報は、開示請求者が手続の便宜上連絡先と

して記載した個人に関する情報ではあるものの、一般に公にされている法人の所在地であることが明らかであり、特定の個人が識別できる情報とは言えないことから、本号前段に該当しないため開示すべきである。

(3) 申立人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定のうち、本件住所を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年7月2日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成24年7月19日 (第140回第三部会) 平成24年7月24日 (第218回第二部会) 平成24年7月26日 (第211回第一部会)	・諮問の報告
平成24年8月10日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年2月15日 (第151回第三部会)	・審議
平成25年3月7日 (第152回第三部会)	・審議
平成25年4月4日 (第154回第三部会)	・審議
平成25年4月18日 (第155回第三部会)	・審議
平成25年5月16日 (第156回第三部会)	・審議